

参 考 資 料

第88号議案	工事請負契約締結の件（北大阪急行線延伸事業に伴う道路 復旧工事（その5））……………	2
第89号議案	工事請負契約締結の件（都市計画道路国文都市4号線道路 改良工事No. 3）……………	4
第90号議案	物件供給契約締結の件（箕面市教育情報ネットワーク児童 生徒用タブレット端末）……………	6

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	北大阪急行線延伸事業に伴う道路復旧工事（その5）
2	工 事 場 所	箕面市船場東地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和7年2月25日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 6 9 9 1 1 1 6 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 6 3 5 5 5 6 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和6年5月31日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長 上 島 一 彦 印

受 注 者 所 在 地 大阪府大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号

商号又は名称 村本建設株式会社 大阪支店

代表者職氏名 執行役員支店長 先山正登 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	都市計画道路国文都市4号線道路改良工事 No.3
2	工 事 場 所	箕面市大字粟生間谷地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和6年11月29日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 2 0 3 6 3 2 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 8 5 1 2 0 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和6年6月4日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長

上 島 一 彦

受 注 者 所 在 地

大阪府箕面市粟生間谷東三丁目6番6号

商号又は名称

株式会社 大金建設

代表者職氏名

代表取締役 岩本 達之

(以下省略)

物 品 契 約 書

1 物 件 名	箕面市教育情報ネットワーク児童生徒用タブレット端末																								
2 納 入 場 所	箕面市学校教育室が指定する場所（国内）																								
3 納 入 期 限	令和 7 年 3 月 2 4 日																								
4	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 金 額</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	契 約 金 額	¥	2	6	3	3	6	3	1	0	0	
		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
契 約 金 額	¥	2	6	3	3	6	3	1	0	0															
うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	2	3	9	4	2	1	0	0			
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
¥	2	3	9	4	2	1	0	0																	
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。																									
5 契 約 保 証 金	免 除（契約規則第26条第1号）																								
6 適 用 除 外 条 項																									

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 大阪市中央区和泉町二丁目2番2号

商号又は名称 株式会社内田洋行 大阪支店

代 表 者 大阪支店長 岡 野 清 吾 印

(以下省略)